

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の取扱要領

(別表) 行政処分の基準

1 引取業、フロン類回収業関係

処 分 事 由		根 拠 条 文	処分基準	罰則 (参考)
	不正の手段による登録取得	第51条第1項第1号 第58条第1項第1号	登録取消し	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
登録基準	事業者の能力が登録基準に適合しなくなったとき	第45条第1項 第56条第1項	登録基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は登録取消し	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	第45条第1項 第56条第1項	登録取消し	
違反行為	使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反	第122条第11項	登録取消し	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金
	事業停止命令違反	第51条第1項 第58条第1項	登録取消し	1年以下の懲役又は、 50万円以下の罰金
	引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反	第20条第3項	登録取消し	50万円以下の罰金
	移動報告に関する命令違反	第90条第3項		
	関連事業者の業廃止・変更届出義務違反	第46条第1項 第48条第1項 (法第59条において準用する場合を含む。) 第57条第1項	事業停止30日	30万円以下の罰金
	報告の徴収における報告拒否、虚偽報告	第130条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	第131条第1項		
	標識の表示義務違反	第50条 (第59条において準用する場合を含む。)	事業停止10日	10万円以下の罰金
	その他の違反行為		事業停止10日	

2 解体業者、破砕業者関係

処 分 事 由		根 拠 条 文	処分基準	罰則 (参考)
	不正の手段による許可取得	第66条第2号 (第72条において準用する場合を含む。)	許可取消し	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
許可基準	許可基準に適合しなくなったとき	第62条第1項第1号 第69条第1項第1号	許可基準に適合するまでの間事業停止 改善が不可能な場合は許可取消し	
欠格要件	欠格要件に該当するに至ったとき	第62条第1項第2号 第69条第1項第2号	許可取消し	
違反行為	使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反	第122条第11項	許可取消し	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金
	事業停止命令違反	第66条第1号 (第72条において準用する場合を含む。)	許可取消し	1年以下の懲役又は、 50万円以下の罰金
	破砕業の無許可変更	第70条第1項		
	引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反	第20条第3項	許可取消し	50万円以下の罰金
	移動報告に関する命令違反	第90条第3項		
	全部利用者への引渡し書面の保存義務違反	第16条第5号 (第18条第8項において準用する場合を含む。)	事業停止30日	
	関連事業者の業廃止・変更届出義務違反	第63条第1項 第64条 (第72条において準用する場合を含む。) 第71条第1項	事業停止30日	30万円以下の罰金
	報告の徴収における報告拒否、虚偽報告	第130条第1項		
	立入検査拒否・妨害・忌避	第131条第1項		
	標識の表示義務違反	第65条 (第72条において準用する場合を含む。)	事業停止10日	10万円以下の罰金
その他の違反行為		事業停止10日		

違反行為	他人に対し違反行為をすることを要求し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき	第66条第1号 (第72条において準用する場合を含む。)	当該違反行為と同等の処分	
------	--	---------------------------------	--------------	--